平成２３年（フ）第４１８号
埼玉県吉川市大字吉川1623番地
債務者　會田　春夫
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅沼　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
長崎県長崎市愛宕２丁目11番21号
債務者　片江　明博
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　雅英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
山形市北町４丁目８番９号
債務者　木村　敏明
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉岡　憲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９号
山形県上山市二日町９番３号
債務者　渡邊庄一郎
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年11月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８号
宮崎市江平中町８－２ロイアルビル105号、住民票上の住所宮崎市佐土原町上田島1572番地１
債務者　後藤　　宏
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９３９号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目43番10―906号
債務者　山本総一郎
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９号
富山市大泉東町１丁目11―32　薫ハイム大泉東103号室、住民票上の住居富山市水橋中馬場67番地
債務者　清水工業こと　清水　昭吾
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　嵩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久50番地
債務者　永瀬　保則
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久50番地
債務者　永瀬加恵子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1665番地１
債務者　久野　賢修
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名和田陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
佐賀県佐賀市昭栄町４番１号
債務者　宮地　敏昭
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田晃太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８６７号
埼玉県川口市大字芝3749番地　第２野島ハイツ202号
債務者　澤田　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７８号
さいたま市北区日進町２丁目800番地５
債務者　竹内はるみ
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８２号
さいたま市岩槻区宮町２丁目２番21号
債務者　安部　一高
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９１号
埼玉県上尾市緑丘１丁目12番12号　カーサ緑丘102、旧住所埼玉県上尾市大字上370番地しらこばと団地25―104
債務者　時任　謙作
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０５号
埼玉県川口市大字石神245番地の12　フラワーハイツ203号
債務者　三田尻美加（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係